

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護従事者の確保に関する事業  
（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業））実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「要綱」という。）の別表の事業区分「5 介護従事者の確保に関する事業」のうち、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）（以下「国実施要綱という。」）3(3)介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業等）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は以下のとおりとする。

- （1）国実施要綱3（3）介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業
- 2 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

（補助の額）

第3条 補助金は、次により算出する。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

次の（ア）及び（イ）の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

（ア）対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額。

（イ）国実施要綱別添4により算出した基準単価

（交付申請手続）

第4条 要綱第3条の規定による交付申請について、「様式第1号による申請書に様式第5号による誓約書を添付して、」とあるのは「助成金申請書総括表（様式1）、事業所・施設別申請額一覧（様式2）、事業所・施設別個票（様式3）による申請書を、」と読み替えるものとする。

なお、知事は、介護サービス事業所・施設が長崎県国民健康保険団体連合会を通じて交付申請を行う場合は、長崎県国民健康保険団体連合会の指定する口座へ補助金を支払うことができることとする。また、長崎県国民健康保険団体連合会が指定する介護サービス事業所・施設の口座が債権譲渡されている等により、長崎県国民健康保険団体連合会から支払いができない場合は、様式3に代えて、様式3-2を添付するものとする。

（変更交付申請手続）

第5条 要綱第4条の規定による変更申請について、「様式第1-2号」とあるのは「助成金申請書総括表（様式1）、事業所・施設別申請額一覧（様式2）、事業所・施設別個票（様式3）」と読み替えるものとする。

なお、長崎県国民健康保険団体連合会が指定する介護サービス事業所・施設の口座が債権譲渡されている等により、長崎県国民健康保険団体連合会から支払いができない場合は、様式 3 に代えて、様式 3-2 を添付するものとする。

(手続きの併合等)

第 6 条 規則第 21 条の規定により、規則第 4 条及び規則第 13 条の手続き並びに規則第 7 条及び規則第 14 条の手続きは、それぞれ併合して行うものとする。

また、規則第 16 条の手続きについては、交付要綱第 9 条の規定により省略する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、令和 3 年 1 2 月 2 1 日から施行する。